

物件調書の見方

最低売却価格 (予定価格)	地方公共団体が契約を締結する場合に、公正性、妥当性を保つことを目的に、あらかじめ最低売却価格(予定価格)を設定します(地方自治法第234条第3項)。この価格を下回った額で入札しても落札することはできません。
実測面積	実際に測量した面積
公簿地目	登記簿に記載されている地目を表示
区域区分	計画的なまちづくりを進めるために定められたもので、すでに市街地を形成している区域や近いうちに市街地となるであろう区域(市街化区域)と、市街化を抑制し、建物の建築が大きく制限される区域(市街化調整区域)に区分されます。
用途地域	都市の住環境を守るため、都市計画法によって定められたもので、住宅地、商業地、工業地等12種類に分類されます(「用途地域による建築物の用途制限の概要」を参照)。
建ぺい率	敷地面積に占める建物の建っている部分の面積の割合で、この割合を超えて建物を建てることはできません。
容積率	敷地面積に占める建物の延べ床面積の割合で、この割合を超えて建物を建てることはできません。 また、この情報誌に記載の容積率は指定容積率であり、前面道路幅員によっては、さらに制限を受ける場合があります(基準容積率)。
防火地域等	市街地での火災を防ぐために定められたもので、防火地域、準防火地域があり、建物を建てる場合に、耐火性に優れた素材で建築することが義務付けられる等、その構造が制限されます。
供給施設	物件の接面道路への本市敷設管(ガスの場合は、西部ガス(株)敷設管)の配管状況を表示しています。 物件の付近に都市ガスの配管がない場合は、「プロパンガス」の設置が必要です。 配管状況の詳細やガス、上・下水道を引き込む場合の費用負担等に関することは、入札参加前に関係各機関へお問合せください。 (注) 引込の際、一定の費用負担が必要です。
私道の負担等	通行に私道を利用するため一定の費用負担がある場合など
道路状況	物件に接面している道路の幅員及び物件と道路との高低差
交通機関	物件から最寄りの交通機関までの距離(直線を基本として掲載)
公共施設	物件から主な公共施設までの距離(直線を基本として掲載)